2015 年 3 月 1 日改定

−ＡＳネット規約−

目　次

第１章　総則 3
　第１条　名称 3
　第２条　目的 3
　第３条　所在地 3
　第４条　運営日 3
　第５条　取引 3
　第６条　禁止行為 3
　第７条　品位の保持 4
　第８条　紛争の処理 4
　第９条　管轄権の合意 5
　第１０条　運営 5
　第１１条　規約の改定 5
第２章　会員登録 6
　第１２条　会員の資格 6
　第１３条　参加規約 6
　第１４条　保証金 7
　第１５条　相殺の禁止 7
　第１６条　保証金の返済 7
　第１７条　設備機器 7
第３章　会員の権利義務 8
　第１８条　権利 8
　第１９条　制限 8
　第２０条　義務 8
　第２１条　禁止行為 8
　第２２条　会員番号及び会員パスワード 9
　第２３条　ＡＳＮシステム・設備等の事故 9
　第２４条　損害等 9
　第２５条　任意解約 9
　第２６条　届出 9
　第２７条　登録契約の解除 9
　第２８条　連帯保証 10
第４章　会員間物流事業 11
　第２９条　出品 11
　第３０条　規約の優先 11
　第３１条　出品会員義務 11
　第３２条　出品車輌の条件 11
　第３３条　出品手続き 12
　第３４条　出品内容の訂正・変更 12
　第３５条　出品制限 12
　第３６条　出品期間 12
　第３７条　出品保留 13
　第３８条　再出品 13
　第３９条　出品会員都合による契約解除 13
　第４０条　落札 13
　第４１条　検査 14
　第４２条　書類 15
　第４３条　代金決済 18

第４４条　手数料 19
第４５条　所有権の帰属 20
第４６条　裁定 20
第５章　ＡＡ物流事業 21
第４７条　ＡＡ会場取引 21
第４８条　ＡＡ会場取引の特例 21
第４９条　ＡＡ会場取引会員義務 21
第５０条　入札について 22
第５１条　ＡＳリアルについて 22
第５２条　セリについて 22
第５３条　出品について 23
第５４条　代金決済について 23
第５５条　手数料 24
第５６条　車輌輸送について 24
第５７条　書類について 24
第５８条　評価点基準について 26
第５９条　クレームについて 26
第６０条　所有権の帰属 26
第８章ＡＳＮＥＴ英語版 27
第１条　規約の適用範囲 27
第２条　利用者の資格 27
第３条　利用規約 27
第４条　利用料金と支払方法 27
第５条　利用料金の返金 27
第６条　利用期間と更新 27
第７条　免責事項 28
第８条　禁止事項 28
別表１　入会金の額　（第１４条２項１号） 29
別表４　自動車税相当額精算内訳 30
別表８　書類遅延ペナルティ　（第５７条１項、同２項１号） 35
別表９　名義変更の特例 35
別表１０　書類差替え手数料　（第４２条４項及び第５７条７項） 35
別表１１　ＡＡ評価点基準　（第５６条） 36
別表１２　ＡＡクレーム規約　（第５７条） 36
別表１４　ブロック定義 36

第１章　総則

第１条　名称

株式会社オートサーバー（以下ＡＳと省略する）がインターネットを通じて運営する中古車流通システムをＡＳネット（以下ＡＳＮと省略する）と称する。

第２条　目的

ＡＳはインターネットを通じて中古車取引の仲介を迅速に、且つ正確に行うことにより、中古車業界の発展と会員の繁栄を図ることを目的とし、以下の主たる事業を行う。

１．会員間物流事業（ＡＳＮ上における会員間共有在庫物の取引業務）

２．ＡＡ物流事業（提携オークション会場への代行業務）

第３条　所在地

株式会社オートサーバーは、東京都中央区日本橋茅場町 3-11-10 にその本拠地を置く。

愛知県豊橋市下地町字操穴 18 番地２にその本部を置く。

第４条　運営日

ＡＳＮは原則として無休で運営を行う。但し、天変地異又は、ＡＳＮに特別な都合がある場合、やむを得ず運営を一時停止することがある。

第５条　取引

ＡＳＮにおける全ての取引は、ＡＳＮコンピュータシステムによって処理される為、会員はシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

第６条　禁止行為

会員は次の行為をしてはならない

１．法的問題車輌及び疑いのある車輌を出品すること。

２．会員以外の第三者へ会員番号・パスワード・各情報等を開示・漏洩・貸与、又は譲渡すること。

３．会員以外の第三者をセリ及び入札・応札参加させること。

４．ＡＳＮのデータ（写真画像・出品票・文字データ等）を複写・転載・転用すること。

５．一般顧客に対しスタート価格、落札金額及び相場情報を知らせること。

６．ＡＳ及び会員ならびに提携オークション会場の会員等の利益を損なう広告宣伝等を行うこと。

７．その他、ＡＳＮに定める諸規約、諸規定、諸契約で定める条項に違反すること。

第７条　品位の保持

１．会員は社会道徳を重んじ、常に会員たるにふさわしい行動の保持に努めなければならない。

２．会員は、次の各事項を表明し、保証する。

①自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力）ではないこと

②自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと

③自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力の支配・影響を受けないこと

④自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

⑤自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与しないこと

⑥自己及び自己の役員・従業員等の関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと

３．ＡＳは、会員が前項に反しているとの疑いを持った場合、当該会員によるＡＳＮの利用を停止することができるものとし、かつ、その利用の停止によって当該会員に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

４．ＡＳは、会員が本条 2 項に反していることが判明した場合、当該会員の会員としての資格を剥奪することができるものとし、かつ、その資格の剥奪によって当該会員に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第８条　紛争の処理

ＡＳは双方の申し立てに基づき、仲裁の裁定をなすものとし、当事者双方はＡＳの仲裁裁定に無条件で従わなければならない。

第９条　管轄権の合意

会員は、会員とＡＳとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。また、ＡＳは会員との間で訴訟又は紛争等が生じた場合若しくは生じる蓋然性が認められると判断した場合、当該訴訟又は紛争等が解決するまでの間若しくは蓋然性が認められないと判断するまでの間、当該会員のＡＳＮ利用を停止することができる。

第１０条　運営

ＡＳＮの運営については、この規約の他、別途定める諸規定及び細目に基づき、ＡＳにてとり行われる。

第１１条　規約の改定

ＡＳＮ規約は、ＡＳが改定を必要とする場合、随時任意に改定することが出来るものとし、改定内容はＡＳＮ又は文面によりその都度会員に通知し、表示の日付をもって全通達が完了したものとする。

第２章　会員登録

第１２条　会員の資格

次の条件を満たす者。

１．所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。

２．常設の営業所を有し、現に営業活動を行っていること。

３．認証工場・指定工場に属しているか、若しくは会社または自宅の不動産を所有していること。

４．ＡＳが要請する必要書類を提出すること。

５．その他、ＡＳが特別に認めた者であること。

上記の会員資格が満たさない場合は準会員として、またＡＳワンプラへの出品のみの会員としてＡＳワンプラ出品会員として登録ができる。

準会員の資格

１．所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。

２．常設の営業所を有し現に営業活動を行なっていること。

３．連帯保証人を付けていただくこと。

ＡＳワンプラ出品店の資格

１．所轄公安委員会発行の「中古自動車取引古物許可証」を所持する中古車業者であること。

２．常設の営業所を有し現に営業活動を行なっていること。

３．第４章第２９条の出品店会員義務を守ること。

４．その他ＡＳが特別に認めた者であること。

第１３条　参加規約

ＡＳＮの参加は、第１２条の資格を得た者で、次の手続きを完了しなければならない。

１．ＡＳに会員登録申請書を提出し、承認されていること。

２．ＡＳより会員番号・パスワードが発行されること。

第１４条　保証金

保証金の取り扱いについて

１．保証金の額は別途定め、無利子とする。

２．保証金は、会員がＡＳに対して負担する一切の債務を担保するものとする。但し、保証金の金額が債務の額等に不足するときは、ＡＳの指定した日までに当該不足額を補填しなければならない。

第１５条　相殺の禁止

会員はＡＳに対して、負担する債務と保証金との相殺を主張することは出来ない。

第１６条　保証金の返済

保証金は、脱会時に返金する。但し、次の各項の場合を除く。

１．ＡＳに対し債務等がある場合は、精算終了時において解約、返金する。

２．入会日より５年以内の脱会においては、ＡＳでの償却とし返金しない。

第１７条　設備機器

会員はＡＳＮへの参加を、原則として指定の機器等を使用するものとする。

第３章　会員の権利義務

第１８条　権利

ＡＳＮに車輌を出品し、又は、ＡＳＮにおいて車輌を落札することができる。

第１９条　制限

ＡＳは会員に対し、下記の制限をすることが出来るものとする。

１．ＡＳは会員に対して、入札限度額・落札限度額などの各種制限及び利用限度の減額を行うことが出来る。

２．落札した車輌代金などの合計が 300 万円を越えた時点で入金後の搬出及びＡＳＮＥＴの利用制限を行うことが出来る。但し、搬出規制によるクレーム申告期限切れや搬出遅延ペナルティなどは全て落札会員の責任とし、ＡＳは一切の責任を負わないものとする。

３．上記２項による制限は、ＡＳにて入金確認が出来た後に解除となる。

４．会員が、本規約第４３条２項ならびに第５３条１項に定める車輌代金等の支払を遅延や名義変更遅延等の取引遅延をしている間は、出品及び応札・落札権利を有しないものとする。

５．ＡＳは、会員が本規約又は各種の規定等に違反又は違反していると判断した場合若しくは会員との間で紛争等の事態が生じた場合、当該会員へ通知することなく各種のＡＳＮＥＴの利用制限をすることが出来るものとする。

第２０条　義務

会員は、本規約及びこれに付随する諸規定・諸契約を遵守しなければならない。

第２１条　禁止行為

次の行為を禁止する。下記項目に抵触した場合は利用契約の解除及びペナルティを課す。

１．本規約第６条の行為。

２．ＡＳに許可無く、会員間の直接談合及び落札車輌・出品車輌の旧名義人への直接談合行為。

３．提携オークション会場及び出品店、旧名義人等への直接連絡。

４．自社出品車輌を自ら競り上げる行為、他会員に依頼し競り上げる行為、それらに協力する等の不正・不適当な行為。

５．その他、ＡＳが禁止する行為。

第２２条　会員番号及び会員パスワード

ＡＳより会員に貸与する会員番号及び会員パスワードは、各会員それぞれのＡＳＮ情報が含まれている為、貸与ならびに譲渡、質入することを禁ずる。また、会員自身において責任をもって保管し、紛失等によるＡＳＮ不正利用での損害等においては、各会員の責任とする。尚、会員番号及び会員パスワードを紛失した場合、すみやかにＡＳ本部へ連絡しなければならない。

第２３条　ＡＳＮシステム・設備等の事故

ＡＳＮシステム又は設備等に、外部からの侵入等不測の事故が発生し、正常な運営ができない若しくは正常な運営ができなかったとＡＳが判断した時は、会員はＡＳの裁定に従うものとする。

第２４条　損害等

ＡＳＮ利用中において、やむを得ぬ事情により利用不可となった時、会員又は関係者に取引上の損害があっても、ＡＳは損害の責任を有しないものとする。

第２５条　任意解約

会員は１ヶ月前の予告を持って、任意に参加契約を解除することが出来る。但し、以下の条件がある。

１．買取・リースの場合、ＡＳは機器等を引き取らない。

２．貸与機器の場合、入会時に定められた契約期間を満了しているものとする。

３．貸与の場合ＡＳは速やかに引き取りの手配をするものとする。

第２６条　届出

会員は、商号・代表者・取引口座・本社所在地等、ＡＳＮ入会時において連絡済の情報に変更があった場合は、１４日以内にその旨をＡＳに届け出なければならない。届け出の未提出、もしくは不備・不明な点があり連絡がとれなかった場合、AS は事前予告すること無く利用の停止が出来る。

１．営業店の移転は、その都度新店舗の写真をＡＳに送付のこと。

２．古物許可証は更新時、及び住所移転時毎にＡＳに送付のこと。

第２７条　登録契約の解除

会員が次のいずれかに該当する場合、ＡＳは事前予告すること無く、登録を解除し退会させることが出来る。

１．本規約及びその他、ＡＳが定める諸規定・諸契約に違反した時。

２．会員が第三者から差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申し立てを受け、又は公租公課の滞納による強制執行を受けた時。

３．会員が破産・会社整理もしくは会社更生手続開始等の申し立てをされ、または自らこれの申し立てをした時。

４．会員が営業の廃止・更生もしくは解散等の決議を行い、または他の会社と合弁した時。

５．会員が監督官庁から、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けた時。

６．その他、会員としてふさわしくない行為のあった時。

第２８条　連帯保証

１．会員の代表者は、会員がＡＳに対して負う一切の債務につき、会員と連帯して保証するものとする。

２．ＡＳが債権保全のために必要と認めたときは、会員はＡＳの請求により、代表者に加えて、ＡＳの承認する連帯保証人を立てるものとする。

第４章　会員間物流事業

第２９条　出品

１．会員は、次条以下の定めるところに従い、ＡＳＮＥＴに車輌を出品することができる。

２．掲載情報を利用する権限はＡＳが有する。

３．ＡＳは必要に応じて、出品車輌を各種の条件で制限することができる。

第３０条　規約の優先

ＡＳＮＥＴを通じて業務提携先に車輌を出品・成約した場合でも、本条及び第３２条から第３９条まで、並びに第４１条から第４６条までは、本規約が業務提携先の定める規約に優先する。

第３１条　出品会員義務

１．会員は、車輌の出品に際して、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

①会員は車輌の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、不具合、欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。

②前項の検査結果、それによる表示はもとより、その他の結果については責任の全てを負い、クレーム等のトラブルが生じたときは、その処理に責任を持ち、ＡＳの裁定に従うこと。

③同時に不具合箇所を知りながら、故意に表示を行わなかったときは、出品・落札制限、出品・落札停止及び、金銭的ペナルティ等を課するものとする。

④成約車輌について譲渡書類を車輌成約日から７日以内に、ＡＳＮに提出すること。

⑤出品票は、一般通常取引における契約とみなし、出品票は明確に表示するものとする。

２．会員は、ＡＳが出品車輌に関する情報を業務提携先に提供することを承認する。

第３２条　出品車輌の条件

１.出品会員が出品する車両は、以下の条件を備えていなければならない。

（１）第４２条に定める譲渡書類を完備していること

（２）ＡＳが別に定める基準に沿った検査を受けた車両又はＡＳが認める検査を受けた車両であること

（3）１０リットル以上の燃料を搭載もしくは電気自動車の場合は１０kwh 以上の充電をし、自走による落札会員までの陸送も含め、走行可能な車両であること

（4）スペアタイヤ、工具、ジャッキ等を備えていること。ただし出品票において欠品である旨を記載している場合を除く。

（5）自社名義、もしくは譲渡書類のすみやかな差し替えが可能な車両であること

（6）陸送会社が運搬可能な状態であること。車高が著しく低い車両、オイル洩れ・水漏れなどの理由により陸送が不可能と判断された場合、出品会員は自らの責任で陸送可能な状態にしなければならない。

２．出品会員は次の各号に該当する車両を出品してはならず、出品の事実が発覚した場合、ＡＳは出品会員の承諾を得ることなく、出品の取消しを行う事ができる。

（1）トレーラー、キャンピングトレーラー等の被けん引自動車

（2）二輪車

（3）農業機械、工業機械等の特殊車両

（4）車両部品、船舶等の車両以外の物品

（5）盗難車両、接合車両、差押え車両等の違法な車両

第３３条　出品手続き

出品店は、ＡＳ指定のシステムを使用し、ＡＳＮへ出品することができる。

第３４条　出品内容の訂正・変更

会員が車輌を出品した後、出品内容及び車輌状態が異なった場合は、直ちにＡＳが定める手続をとる事。

第３５条　出品制限

ＡＳは、出品車輌の業販価格および出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、制限及び指導する場合がある。

第３６条　出品期間

ＡＳＮへの出品期間は、無期限とする。

第３７条　出品保留

会員が、出品期間中の車輌を何らかの理由で出品を保留する場合、ＡＳ指定のシステムを使用し、自らの責任において出品を保留する処理を行わなければならない。

第３８条　再出品

出品を保留した車輌は、再出品することができる。

第３９条　出品会員都合による契約解除

出品会員は、当該車輌の成約時間より２４時間以内に限り、落札会員に対するペナルティ 50,000 円とＡＳに対する落札手数料 20,000 円を支払い、当該車輌の契約を解除することができる。但し、この場合においても出品会員は、ＡＳに成約手数料を支払わなければならない（２４時間を越える契約解除については、ペナルティを 100,000 円とする）。

第４０条　落札

１．会員は、本条の定めるところに従い、ＡＳＮＥＴにおいて、又はＡＳＮＥＴを通じて業務提携先において車輌を落札することができる。

２．落札会員の参加義務

①本規約及びこれに付随する諸規定・諸契約を遵守する事。

②落札しようとする出品車輌の内容を充分把握した上で、ＡＳＮを使用する事。

③落札車輌代金、自動車税、手数料等を規定通り支払う事。

④車輌の移転登録等を規定通り完了する事。

⑤成約車輌に対してのクレームが発生した場合は、建設的且つ円満に解決し、処理が難航した場合は、ＡＳの裁定に従う事。

⑥業務提携のうち、「ガオー！ストック」「ＩＡＡバザール」「カーチス在庫車」「ＬＡＰ共有在庫」「ＪＡＡ／ＨＡＡワンチャンストック」「ストックワンプライス」「いすゞU-CON」各コーナーからの落札については、それぞれの業務提携先の規約のうちＡＳＮＥＴに掲載する定めが、本規約に優先する。

３．契約の成立

①ワンプラでの落札について

売買契約はＡＳＮにおいて落札ボタンを押し、確認を行うことにより成立したものとする。

②値下げ交渉での落札について

ア．当コーナーへの値下げ交渉受付時間は、9:00 から 17:30（定休日なし）です。

イ．値下げ交渉受付終了時間までに、申込みをして下さい。但し、一部値下げ交渉不可車輌があります。出品取消になった場合、申込みは無効になります。

ウ．当コーナーでの値下げ交渉申込みは、無料とします。

４．車輌輸送について

①車輌の搬出は、ＡＳ指定陸送会社とする。落札日の翌日までに陸送会社へ手配する事。

②搬出期限は、落札日を含む４日以内または各会場の搬出期限に準ずる。

５．譲渡書類

譲渡書類は代金決裁後の送付とする。

６．落札会員の車輌確認義務

落札会員は、落札車輌入庫時点で出品票と現車に相違がないことを確認し、問題等が生じた場合は別に定めるクレーム申告期限内に、ＡＳに申し出なければならない。

７．落札契約解除

落札会員は、当該車輌の落札時間より２４時間以内に限り、売買契約を解除することができる。（２４時間以降のキャンセルはできないものとする）。この場合、落札会員は、出品会員に対するペナルティ 50,000 円と、ＡＳに対する落札手数料及び成約手数料を支払わなければならない。

８．ＡＳによる解除等

①ＡＳが、当該車輌の落札を、出品会員と落札会員が通謀して売買の意思がないのにかかわらず行った取引その他の不自然な取引（例：落札会員において車輌代金を支払う意思若しくは資力がないのにＡＳに車輌代金相当額を負担させることによって出品会員に利益を得させようとして行った取引）であると判断した場合、ＡＳは、当該車両の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来るものとし、また、正常な手順を経ずに落札となった場合、ＡＳは、当該車輌の落札日より１０日以内に限り、当該車輌の売買の無効を主張し、またはこれを解除することが出来る。

②前号において、ＡＳが不自然な取引であると判断した場合、落札会員はＡＳに契約解除ペナルティ 50,000 円を支払い、ＡＳはこれを出品会員に支払う。

③第１号において正常な手順を経ずに落札となり売買契約を解除した場合、ＡＳは出品店に契約解除ペナルティ 50,000 円を支払うものとする。

第４１条　検査

１．目的

ＡＳＮで取り扱う出品車輌の品質水準の保持等、良好な中古車流通環境を維持する目的の為、本条を定める。

２．出品車輌検査

出品車輌検査は、公正かつ的確に客観的な立場で次の通り行う。

①出品店申告義務

（ア）出品しようとする車輌の内外装に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

（イ）出品しようとする車輌の走行機関、機構及び装備に関して、検査点検を行い正確に提示する事。

（ウ）成約後の提示不備によるクレームは、出品会員が一切その責任を負う。

②ＡＳ検査

（ア）検査員の行う出品車輌の検査は、出品会員による出品票内容と、出品車輌状態とのチェックであるので、出品票と出品車輌とのチェックを正確に実施する事。検査員資格者は、ＡＳの定める基準に則り出品車輌の検査を行い評価点を付す。

（イ）ＡＳの判定は、何人も訂正できない。

（ウ）評価は参考の為のものであり、第３１条１項に基づく出品店の申告が不適正であった場合の責任は、全て出品店側にありＡＳはその責を負わないものとする。

３．評価基準

会員間物流事業における出品車両の評価基準は、ＡＳワンプラ検査細則に定める。

第４２条　書類

１．書類の完備

譲渡書類の完備とは、次の用件を備えるものとする。

①全国どこの陸運支局又は検査登録事務所で、登録可能な書類で自賠責保険の添付を必要とする。（倒産及びダブル移転や死亡相続移転等、地域により取扱いが違うケースの譲渡書類は自社名義にして出品するものとする）

②必要書類の有効期限は基本として翌月末まであるものとする。万一、期限が満たない場合、落札店の承諾が得られたものに限り、ペナルティ１万円をもって早期名変扱いとする。

③譲渡書類に関する全ては、ＡＳを介して行うものとする。

④出品票に登録番号が明記されたものは全て名義変更扱いとして処理する。但し、車検残期間が翌月末までのものは継続車検に必要な書類を完備するものとする。

⑤国産車の未登録車は、完成検査済終了証の有効期限がＡＳ到着時点で３ヶ月以上ある事。

⑥輸入車の未登録車は、予備検査証の期限がＡＳ到着時点で２ヶ月以上在る事。

⑦譲渡書類は全て差し替え可能なものとする（有効期限失効等）。

⑧出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は、書類と一緒にＡＳへ送る事とする。車内積込での紛失等は出品店の責任とする。

⑨保証書とは、当該ディーラーの証明（ディーラー印等）があるものを提出すること。

⑩リサイクル料金の申告について預託済みである場合は、出品票に金額及び預託済みの申告を記入するものとする。リサイクル券の不備又はリサイクル料金の申告に誤りがあった場合は、落札店は書類到着日を含む７日以内、出品店は成約日を含む７日以内にＡＳに申告しなければならない。但し、期限を過ぎた申告は不可とする。また、会員はＡＳからの内容修正に応じなければならない。

２．書類不備

前項に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。但し、書類の有効期限については、１ヶ月未満のものでも落札会員が承諾した場合はこの限りではない。

３．譲渡書類の遅延罰則

①出品車の譲渡書類の到着期限を成約日（含む）より 7 日以内とし、これを越えた場合、規則違反とし遅延日数により次のペナルティを課するものとする。

（ア）成約日（含む）より８日から１４日まで 10,000 円

（イ）以下、７日単位で 10,000 円を加算する

②書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。

③書類遅延日数が３０日以上の場合、落札会員はこの契約を解除することが出来るものとする。この場合、出品店は違約金 100,000 円と落札会員が蒙った損害金（遺失利益除く）を支払うものとする。

④罰則は、ＡＳが出品会員より徴収し、落札会員に支払うものとする。但し、車輌代金の入金が規定の支払期限より遅延した場合はこれを受け取る権利を失う。

４．差替及び再発行手数料

①落札会員における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料を持ってＡＳに依頼するものとする。

（ア）印鑑証明書 30,000 円

（イ）譲渡書、委任状 30,000 円

（ウ）その他の実印の要する書類 30,000 円

（エ）抹消謄本の譲渡書類再交付 50,000 円＋実費

※自賠責保険証の紛失は不可とする。

※但し、差替えの原因が明らかに出品店の責任とみられる場合はこの限りではない

（例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類）。

※その他、場合により落札店に実費を請求する場合がある(別表１０)。

②差替え及び再発行は全てＡＳを通じ依頼するものとする。名義人に直接差替えを依頼した事実が判明した場合、一時参加停止とペナルティ 50,000 円を課するものとする。

５．車輌の移転及び抹消登録

①落札会員は登録書類を受領後、該当車輌の落札日の翌月末以内、及び書類の有効期限どちらか早い方までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しがＡＳへ到着すること。

②名義変更期限を遅延した場合、遅延日数により次の罰則金を課するものとする。

※名義変更期限を過ぎた場合は、名変遅延ペナルティ 10,000 円。

※上記期日の 7 日超ごとに名変遅延ペナルティ 10,000 円を加算する

③ＡＳは落札会員より当該車輌の移転・抹消等の結果報告が無き場合、ＡＳにて現在登録証明の取得にて確認をする。尚, この場合手数料として 3,000 円を落札会員に請求するものとする。

④落札会員は軽自動車の税止め申告を忘れて名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

６．自動車税相当額

・自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輌については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、３月のみ年度額を預かるものとする。

・自動車税相当額の精算について

名義変更の完了結果（車検証の写し）を提出期限内にＡＳ書類課に届け出ることにより精算するものとし、提出期限を過ぎた場合は精算をしないものとする。

集計結果に基づき当社の定める日付に行うものとする。

※抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までにＡＳ書類課へＦＡＸにて完了報告をしたもの。

※落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了翌日までに完了後の写しをＡＳ業務管理課までＦＡＸ送付のうえ確認連絡をしたもの。

精算について、下記の通りです。

落札の場合

	移転登録	抹消登録	抹消登録
		（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、お支払い致します。

※但し、３月売買の３月中名義変更については、落札店への全額返金するものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録	抹消登録
		（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	残月分の自動車税相当額をお支払い致します	月割り計算を行い、お支払い致します。

※出品店への精算は、名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

軽自動車の取り扱い（3 月のみ）

	４ナンバー	５ナンバー
預かり税	4,000 円	7,200 円
３月中名義変更 ４月１日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
４月２日以降名義変更	落札店へ返金なし	落札店へ返金なし
	出品店へ支払い	出品店へ支払い

注意事項

※還付請求書類を送付済の場合は落札店が管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行うこととする。

※ナンバー付出品車両の自動車税は全て完納していることを条件とします。

未納だった場合、出品店の責任で速やかに完納するものとする。

７．名義変更前における交通違反の罰則

落札会員が、落札車輌の名義変更前に、当該車輌にて交通違反を犯し放置した場合、罰則として出品会員に迷惑ペナルティとして、50,000 円を支払うものとする。

第４３条　代金決済

１．出品会員の車輌代金などの決済

出品会員に対する決済は次の通りとする。

①車輌成約後、譲渡書類一式がＡＳに到着次第、成約代金を支払う。

②出品会員が、ＡＳに対して手数料、落札車輌代金その他債務を有している場合ＡＳは成約車輌代金支払の際に、当該債務として相殺することが出来るものとする。

２．落札会員の車輌代金等の決済

落札店に対する決済は次の通りとする。

①落札車輌の車輌代金を落札日（含む）より７日以内にＡＳ指定の金融機関口座へ振り込みにて支払うものとする。

②落札会員は、ＡＳに対して成約車輌代金、その他債務を有している場合において、落札車輌代金等との相殺を主張できないものとする。

３．手数料・罰則等の決済

各手数料・罰則の決済は次の通りとする。

①各手数料は、別に定める方法により、ＡＳに支払うものとする。（別表５）

②その他の各手数料については、ＡＳ指定の期日、方法により支払うものとする。

４．支払遅延

会員がＡＳに対して負担する債務の支払を怠った時は、日歩８銭の割合による遅延損害金をＡＳは会員に請求できるものとする。

第４４条　手数料

１．手数料

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

①出品手数料

出品会員は、検査車輌の数量に応じて、手数料を支払わなければならない。

②成約手数料

出品会員は、出品車輌が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。

③落札手数料

落札会員は、出品車輌を落札した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。

④特別手数料

特別に定めた方法で、ASN を利用する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

２．決済

手数料の支払は、別に定める方法により、ＡＳに支払うこと(別表５)。

３．規定の改訂

手数料規定の改訂をＡＳが必要と認めた場合、随時任意に改訂し書面にて会員に通知する。

第４５条　所有権の帰属

当ＡＳＮ上の流通車両の所有権は、車両の所有権移転登録に必要な書類を所持する者に帰属する。

１．成約車両の所有権移転に必要な書類が、ＡＳに到着した時点で当該車両所有権がＡＳに帰属し、落札会員にＡＳより同書類が到着した時点で落札会員に当該車両の所有権が移転する。

２．会員が第４３条の規定に反した場合は、入金期限〈7 日以内）の翌日から催告なしに落札車両をＡＳが回収することができる。但し本項を適用した場合は、第４３条４項の遅延損害金は落札車回収日までとする。

第４６条　裁定

会員間物流事業におけるクレームの処理手順は、ＡＳワンプラクレーム裁定細則に定める。

第５章　ＡＡ物流事業

第４７条　ＡＡ会場取引

会員は、ＡＳが提携するＡＡ会場にＡＳＮネットを通じて出品、落札することができ、ＡＳはその業務を代行する。

第４８条　ＡＡ会場取引の特例

本章は、前第４章に順ずるが次条以下に定める事項については、その限りにあらず。

ＡＳが提携するＡＡ会場により、出品、落札規約が異なるので、会員指定のＡＡ会場の規約を優先する。

第４９条　ＡＡ会場取引会員義務

会員は、ＡＡ会場取引において次の義務を負う。

１．会員責任

①会員は会員番号・パスワードの管理責任を負うものとし、利用における全ての取引に関し、その責任を負うこととする。

②パスワードが漏洩・不正使用された場合でも ASN は一切の責任を負わないものとする（漏洩・不正使用されて入札、落札等になった場合でも正規落札とみなす）。

２．禁止行為

次の行為を禁止する。下記項目に抵触した場合は利用契約の解除及びペナルティを課す

①自らの出品車に入札を入れる行為。貴社出品車を他人に依頼し入札を入れる行為やそれに協力する行為、及びそれらに類似する行為。

②オークション会場及び出品店、旧名義等への直接連絡。

３．著作権

ＡＳＮのインターネットにおける全ての情報はＡＳＮに著作権が帰属し、下記項目に抵触した場合は利用契約の解除とともに損害賠償請求をする場合がある。

①契約会員以外の利用及びパスワード提供の禁止

②情報の複製及び第三者へ供与の禁止

③その他、不正利用及び著作権に抵触する利用方法の禁止

４．免責事項

①ＡＳＮのオークション会場コーナーにおける掲載データはクレーム対象外とする。下見検索における各オークション会場の出品状態説明書を正規データとする。不在応札申込には必ずこの状態説明書にて内容確認するものとする。

②コンピュータ及び設備等が不慮の事故等により停止し、その結果取引上の損害が発生してもＡＳＮは一切の責任を負わないものとする。

第５０条　入札について

１．各オークション会場の出品車下見検索は、通常オークション前々日の PM8:00 頃可能。

２．入札受付終了時間までに、入札申込する事（せり予定の約４５分前）。

３．入札受付期間中であれば、同じ申込者が複数台入札する事が可能。

４．入札締切後の入札・取消・減額は一切できません。

５．一度入札後、入札締切時間前であれば入札の取消及び入札金額の訂正が「入札確認」より可能。但し、この場合においても入札手数料は発生致します。

６．同一車輌に２社以上が入札された場合、高額入札者側に権利が発生する。

７．同額の最高額入札申込者が 2 社以上となった場合、入札時間が早い方が優先となる。

８.ＡＡ会場にて、一部入札不可車輌が発生する場合がある。

９.回線のトラブル等により受付できない場合がある。

第５１条　ＡＳリアルについて

１．会員は、ＡＳが指定するパソコン環境でのみＡＳリアルを利用する事が出来る。

２．ＡＳリアルを利用する会員は、ＡＳリアルに関する全ての注意事項を了解した上で利用したものとみなす。

３．会員がＡＳリアルを利用する時は、常にＡＳが指定するパソコン環境である事を確認する義務があり、落札した車輌はいかなる理由があれ、落札した会員が全ての責任を負うものとする。

４．パソコンの不具合、もしくは、不安定な通信により取引上の損害が発生しても、ＡＳは一切の責任を負わないものとする。

第５２条　セリについて

１．入札車輌に対し、車輌内容の訂正伝票がオークション会場で発生した場合、入札登録が取り消しになる。但し、この場合においても入札手数料は発生致します。

２．売り切り後のセリ上がりの場合、入札申込者における落札決定金額権限は、各会場ごとに異なる（別表 7）。

３．入札セリ結果は落札できた場合、ＡＳＮ画面及びオートサーバー計算書にて通達する。

４．落札後、落札車両に対して落札店都合による当日落札契約解除はできない。

５．落札後、落札車両に対してオークション会場側より当日(ワンプライスコーナーは翌営業日)落札契約解除となった場合、落札店へペナルティ 50,000 円を支払うこととする。

第５３条　出品について

１．ＡＡ会場への代行出品には、現車出品の方式がある。

２．出品車両は譲渡書類が完備されていること。

３．譲渡書類の有効期限は最低翌々月末日まであること。

４．出品規約は、提携各会場規約に準ずる。

５．出品流れ車両が各会場搬出日を過ぎた場合、次回自動再出品と定める。

６．出品車両をＡＡへ搬入すると共にＡＳ本部へ完備譲渡書類一式を送付する。（遅延ペナルティは各会場規約に準ずる）

７．ＡＳ本部に譲渡書類を送付する際、出品票のコピーを添付することと定める。

８．成約車両の車検残が翌月末まで無い場合、譲渡書類に納税証明書を添付することと定める。

９．出品料・成約料は車両代と相殺と定める。但し未成約の場合の出品料については別に定める方法により、支払うものとする。

第５４条　代金決済について

１．落札車輌の車輌代金を、落札日を含め７日以内にＡＳＮN指定の金融機関口座へ振込み支払うものとする（金融機関休業の場合は、翌営業日）。尚、期日内に入金確認がとれなかった場合、その日を基としＡＳは落札会員のパスワードを一時制限する事が出来るものとする。尚、後日ＡＡ会場のデータに基づき、金額を訂正し、月締手数料や個別の請求書にて、追加の請求を行う場合がある。

２．成約車両代金は、成約後書類到着確認後に会員指定口座にＡＳより振込みすると定める。

第５５条　手数料

出品会員、入落札会員は、別表に定める手数料の金額をＡＳに支払うものとする。

（別表５、＊会員間物流と併記）

第５６条　車輌輸送について

各オークション会場より最寄りの(株)ゼロのモータープールへ一度搬出します。その後、全国の加盟店へ輸送する。落札車輌代金が遅延した場合、輸送途中でストップする場合がある。

第５７条　書類について

１．ＡＡコーナー落札日（含む）より、１３日以内を書類受付期限とする。

２．落札会員は落札書類を受領後、送付内容の確認をし、名義変更期限内に移転登録、又、は抹消登録を完了し、その期限内に名変後の車検証の写し（コピー）をＡＳ書類課へＦＡＸにて完了報告をしなければならない。

※書類が不備な場合は、書類到着後３日以内に申告をして下さい。
※軽自動車は、名変控えをとり忘れない様ご注意下さい。
※所有者・使用者を変更の上で、完了報告とする。

①名変完了および完了報告ＦＡＸが名変期限日を過ぎた場合は、落札店はペナルティ 30,000 円と名変遅延ペナルティを支払わなければならない。また、その日を基としＡＳは落札会員のパスワードを一時制限することが出来るものとする。なお、名変が完了していても報告ＦＡＸが無い場合も同様とする。

②名義変更期限は、ＡＡ会場により規約が異なる。

③名義変更が著しく遅延した場合（ＡＳ判断）、別途ペナルティを科すと伴に、ＡＳにて強制抹消とする。（別表９）

３．落札店は原則として、移転登録前に走行使用する事を禁止する。尚、万一使用したことにより事故、交通違反、駐車違反等が発生し、出品店に迷惑が及んだ場合は下記表による迷惑ペナルティー及び実費が科せられる（別表８）。

４．出品票でナンバー付のものは、抹消依頼の受付をしない。

５．自動車税相当額

自動車税相当額の預かりについて

普通車のナンバー付の車輌については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、3 月のみ年度額を預かるものとする。

自動車税相当額の精算について

名義変更の結果（車検証の写し）を当社に届け出ることにより精算する。

精算は下記のとおりとする。

落札の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、支払い

※但し、3 月売買の 3 月中名義変更については、落札店へ全額返金するものとする。

※抹消後の精算処理は、オークション会場より当社に返金処理が行われた後、AS の定める日付に行うものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額を支払い	残月分の自動車税相当額を支払い	月割り計算を行い、支払い

※出品店のへの精算は名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

７．落札店における譲渡書類の有効期限の失効及び、書き損じ等による差替えについては、別表による手数料をもってＡＳＮに依頼し差替えを行うものする（別表１０）。

※出品店責任に負う書類の書き損じ等は全て出品店責任とする。差替えに日数を要することにより発生する問題について、出品店は責任を負わないものとする（但し、出品店による責任のものは、この範囲ではない）。

※差替えについては、差替手数料の着金を確認のうえ書類を交付するものとする。

※差替え書類を受領後７日以内に名義変更を完了するものとする。

８．各オークション会場側の長期休暇等、特別な場合は別途に告知するものとする。

※上記以外の書類規定はＡＳＮ規約に準じます。

９．落札店は受領書類の確認を行う義務を負い、不備があった場合には受領日を含め３日以内に、ＡＳにその旨を申告しなければならない。それ以降の申告はペナルティ支払の対象にならない。保証書、取扱説明書等も同様とする。

１０．リサイクル券の不備又は、リサイクル料の申告に誤りがあった場合は、書類到着日を含む 3 日以内にＡＳに申告しなければならない。期限を過ぎた場合の受付は不可とする。

第５８条　評価点基準について

別紙にて、各オークション会場の基準を明記（別紙１１）。

各オークション会場にて変更があった場合、随時掲載するものとする。

第５９条　クレームについて

別紙にて、各オークション会場のクレーム規約にて対応（別紙１２）。

各オークション会場にて変更があった場合、随時掲載する。

第６０条　所有権の帰属

ＡＡ流通事業の流通車両の所有権は、前第４５条に準ずる。但し第５４条１項に違反した場合は、入金期限日の翌日から催告なしに当該落札車をＡＳが回収することができる。

第８章ＡＳＮＥＴ英語版

第１条　規約の適用範囲

（株）オートサーバー（以下ＡＳとする）は、ＡＳＮＥＴ英語版のＩＤ/パスワードの販売および利用に関し、以下に記載するＡＳネット英語版の規約（以下本規約とする）に加え、日本語版のＡＳＮＥＴ規約及び諸規定全てを適用させる。

第２条　利用者の資格

日本語版のＡＳＮＥＴ規約第２章第１２条「会員の資格」の条件を満たしている者。

第３条　利用規約

ＡＳＮＥＴ英語版の利用は、第２条の資格を得た者で、次の手続きを完了しなければならない。

（１）ＡＳＮＥＴ英語版利用登録申請書を提出し、承諾される事。

（２）ＡＳＮＥＴ英語版利用料をＡＳに送金した者、またはＡＳが承認した者。

（３）ＡＳよりＡＳＮＥＴ英語版のＩＤとパスワードが発行される事。

第４条　利用料金と支払方法

利用料金（ＡＳＮＥＴ英語版ＩＤの販売価格）は、１ＩＤにつき年額３６，０００円（消費税別）とする。また利用料金は、年額の一括払いとする。

第５条　利用料金の返金

利用停止が生じても利用料金の返金はしない。

第６条　利用期間と更新

利用期間は、ＡＳがＡＳＮＥＴ英語版ＩＤとパスワードを利用者に発行した日より、１年間とする。また利用期間満了後、再度、第３条（１）と（２）の手続きを完了しなければ更新されないものとする。

第７条　免責事項

（１）ＡＳＮＥＴ英語版にて日本語以外で掲載される情報は、正規データではなく参照目的として提供され、クレーム等の対象外とする。正規データの定義やクレーム等の対象は、ＡＳＮＥＴ日本語版の規約及び諸規定に準ずる。

（２）コンピュータ及び設備等が不慮の事故等により停止し、その結果取引上の損害が発生してもＡＳは一切の責任を負わないものとする。

第８条　禁止事項

ＡＳは、会員が以下の禁止行為を行った場合、及びＡＳの不利益になると判断した場合は、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に発行したすべてのＩＤを利用停止することができる。ＡＳがＩＤの利用停止の処置をとったことにより損害が発生した場合でも、ＡＳは一切の責任を負わないものとする。

「禁止事項」

（１）ＡＳＮＥＴ英語版に掲載された車両データの転用・転載および不正アクセス、情報取得等をする行為。

（２）ＡＳＮＥＴ英語版の情報を第三者へ開示、漏洩、貸与又は譲渡する行為。

（３）本規約及びＡＳＮＥＴ規約及び諸規定に反する行為。

別表１　入会金の額　（第１４条２項１号）

入会金の額は、100,000 円（税別）とする。

但し、入会金に換え保証金 100,000 円を預かる場合もある。

保証金は、5 年以内の退会の場合は返金しない。

別表４　自動車税相当額精算内訳

自動車税相当額

自動車税相当額の預かりについて

ナンバー付の車輌については、年度内残月分を請求するものとする。

軽自動車については、3 月のみ年度額を預かるものとする。

自動車税相当額の精算について

名義変更の結果（車検証の写し）を当社に届け出ることにより精算する。

精算は下記のとおりとする。

落札の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札店	返金なし	返金なし	月割り計算を行い、支払い

*但し、3 月売買の 3 月中名義変更については、落札店へ全額返金するものとする。

*抹消後の精算処理は、当社の定める日付に行うものとする。

出品成約の場合

	移転登録	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
出品店	残月分の自動車税相当額を支払い	残月分の自動車税相当額を支払い	月割り計算を行い、支払い

*出品店のへの精算は名義変更完了後、当社の定める日付に行うものとする。

自動車税の取り扱い（3 月のみ）

	4 ナンバー	5 ナンバー
預かり税	4,000 円	7,200 円
3 月中名義変更 4 月 1 日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
4 月 2 日以降名義変更	落札店へ返金なし 出品店へ支払い	落札店へ返金なし 出品店へ支払い

注意事項

＊落札店が、移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録終了後翌日までに弊社まで連絡のうえ、名変コピーを FAX で送付するものとする。但し、請求期限は開催日を含め 90 日以内の抹消登録を行った場合に限る。尚、還付請求書類を送付済の場合は落札店が管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行うこととする。

＊ナンバー付出品車両の自動車税は全て完納していることを条件とします。

未納だった場合、出品店の責任で速やかに完納するものとする。

AS ネット 規約　別表 5 手数料

（第 42 条 3 項、第 43 条 2 項、第 52 条 9 項及び第 54 条）

■落札

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等金額
リアル・AA 入札コーナー	リアル応札料	リアルにて応札時		無料
	リアル落札料	リアルにて落札時		20,000 円/台
	リアル利用料	下記を除き		無料
		次の何れかの会場にて当月 1 台目落札時 JAA・HAA 神戸・JU 神奈川・JU 東京・JU 千葉・JU 熊本・JU 宮崎・JU 札幌・NAA 東京・NAA 名古屋・NAA 大阪・LAA 四国・LAA 関西・LAA 岡山・LAA チャレンジ		5,000 円
	入札料	入札時		500 円/台
	落札料	入札にて落札時（※）		20,000 円/台
	代行ポス押し申込料	代行ポス押し申込時		500 円/台
	代行ポス押し落札料	代行ポス押し落札時（※）		25,000 円/台
	商談申込料	商談申込時		無料
	商談落札料	商談落札時（※）	下記を除き	25,000 円/台
			USS 各会場・HAA 神戸・JAA・NAA 各会場・TAA 各会場	30,000 円/台
			USS 東京会場 名車コーナー（65001～）	40,000 円/台
	下見検査料	下見申込時	下記を除き	2,000 円/台
			落札時	無料
バイク入札コーナー（JBA 各会場・アライバイク各会場）	入札料	入札時		500 円/台
	落札料	落札時	5 万円未満	5,000 円/台
			20 万円未満	8,000 円/台
			20 万円以上	16,000 円/台
	下見検査料	下見申込時		1,000 円/台
AA ワンプラコーナー	落札料	落札時（※）		20,000 円/台
	下見検査料	下見申込時		2,000 円/台
	動画下見検査料	JAA のみ実施	下見申込時	2,000 円/台
			下見項目追加時	1,000 円/項目
AS ワンプラコーナー	落札料	落札時（※）		20,000 円/台

※：アライバントラ及び各会場特殊車コーナーの大型/特大車、いすゞima/U-CON は別途

■出品・成約

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等金額
AA 出品コーナー	出品料	代行出品時（1 回あたり）	軽自動車・普通車	12,000 円/台
			輸入車	20,000 円/台
			トラック 2t まで	15,000 円/台
			トラック 4t まで	20,000 円/台
			USS 東京会場 名車コーナー（65001～）	21,000 円/台
	再出品代行料	代行再出品時（1 回あたり）	USS 各会場・CAA 各会場・JAA	1,000 円/台
	成約料	代行成約時	軽自動車・普通車	15,000 円/台
			輸入車	15,000 円/台
			トラック 2t まで	15,000 円/台
			トラック 4t まで	20,000 円/台
			USS 東京名車コーナー（65001～）	21,000 円/台
バイク出品コーナー（JBA 各会場・アライバイク各会場）	出品料	代行出品時（1 回あたり）	5 万円未満	3,000 円/台
			20 万円未満	5,000 円/台
			20 万円以上	5,000 円/台
	成約料	代行成約時	5 万円未満	5,000 円/台
			20 万円未満	8,000 円/台
			20 万円以上	10,000 円/台
AS ワンプラコーナー	出品料	出品登録時		無料
	成約料	成約時（国産の未登録車以外）		15,000 円/台
		成約時（国産の未登録車）		5,000 円/台
		成約時（後検ワンプラ）		20,000 円/台

●アライバントラ、各会場特殊車コーナーの大型/特大車

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等金額
AA 入札コーナー	落札料	入札にて落札時	大型（現状産業機械含む）	30,000 円/台
			特大（現状産業機械含む）	50,000 円/台
	代行ポス押し落札料	代行ポス押し落札時	大型（現状産業機械含む）	35,000 円/台
			特大（現状産業機械含む）	55,000 円/台
AA ワンプラコーナー	落札料	落札時	大型（現状産業機械含む）	30,000 円/台
			特大（現状産業機械含む）	50,000 円/台

※：車両区分（手数料）は、会場の判断で異なる場合があります。

●いすゞima/U-CON

コーナー名称	手数料名称	課金タイミング		手数料等金額
AA 入札 コーナー	落札料	入札にて 落札時	RV、乗用車、商用車、軽自動車 小型トラック、マイクロバス	20,000 円/台
			中型/大型トラック、バス、 トラクタ、トレーラー	30,000 円/台
	商談落札料	商談落札時	RV、乗用車、商用車、軽自動車 小型トラック、マイクロバス	30,000 円/台
			中型/大型トラック、バス、 トラクタ、トレーラー	40,000 円/台
AA ワンプラ コーナー	落札料	落札時	RV、乗用車、商用車、軽自動車 小型トラック、マイクロバス	20,000 円/台
			中型/大型トラック、バス、 トラクタ、トレーラー	30,000 円/台
AS ワンプラ (U-CON) コーナー	落札料	落札時	乗用車、商用バン、小型トラック	25,000 円/台
			中型/大型トラック、トレーラー	35,000 円/台

※：車両区分（手数料）は、会場の判断で異なる場合があります。

■会費

通常	無料
割引プラン	月会費 2,000 円（当月初にご請求）
	バイクオークションを除く上記落札料を 1 台あたり 2,000 円割引

ご請求方法：車輌落札及び出品成約の際は「オートサーバー計算書」にて前日分迄の手数料等を合計して一括計上いたします。

■お支払方法

1．「オートサーバー計算書」では、車輌売却代金から所定の手数料を差し引いて計算させていただきます。
2．月末時点の未請求の手数料につきましては、翌月中に車両売買がない場合、翌々月に「オートサーバー月締め請求書」又は次項に定める Paid 決済にて請求させて頂きます。
3．前項の月末時点の未請求について、会員は株式会社ラクーンが提供する後払いサービス（以下「Paid」という）を利用することができます。この場合、会員はあらかじめ株式会社ラクーンが定める Paid 利用規約（Paid メンバー用）に同意の上、ＡＳが定める申込手順に従い、利用申込を完了させなければなりません。
4．Paid 利用による支払い方法、期日その他詳細については、株式会社ラクーンが定める Paid 利用規約（Paid メンバー用）に定めます。
5．Paid 利用申込が完了している場合でも、ＡＳが請求を行った際、決済ができなかった請求については「オートサーバー月締め請求書」にて請求させていただきます。

別表８　書類遅延ペナルティ　（第５７条１項、同２項１号）

移転登録前走行ペナルティ　（第 56 条 3 項）

①第 56 条 1 項のペナルティ (オリックス入札会は除く)

開催日を含む

14 日～18 日以内・・・・・5,000 円

19 日～25 日以内・・・・・10,000 円

26 日～35 日以内・・・・・30,000 円

36 日以上・・・・・・・・50,000 円

第 56 条 2 項の遅延ペナルティは期限を越えた場合・・・普通車＝10,000 円　軽自動車＝20,000 円

以後 7 日毎に・・・10,000 円を加算する。

②移転登録前走行ペナルティ

出品店に迷惑が及んだ場合 1 件につき・・・50,000 円

別表９　名義変更の特例

各会場により規約に違いがある為、ＡＳネット掲示の各ＡＡ会場別規約「名義変更」を参照する。

別表１０　書類差替え手数料　（第４２条４項及び第５７条７項）

印鑑証明・・・・・・・・・・・・30, 000 円＋実費

抹消謄本の譲渡書類再交付・・・50, 000 円＋実費

自賠責保険の紛失・・・・・・・不可

譲渡書、委任状・・・・・・・・30, 000 円＋実費

その他実印の要する書類・・・・30, 000 円＋実費

（抹消の場合、再交付できないケースがあり、取扱注意）

※出品店責任に負う書類の書き損じ等は全て出品店責任とする。差替えに日数を要することにより発生する問題については、出品店は責任を負わないものとする（但し、出品店による責任のものはこの範囲ではない）

※金額は全て税別。

別表１１　ＡＡ評価点基準　（第５６条）

※ＡＳネット掲示の各ＡＡ会場別規約を参照の事とする。

別表１２　ＡＡクレーム規約　（第５７条）

※ＡＳネット掲示の各ＡＡ会場別規約を参照の事とする。

別表１４　ブロック定義

ブロック名	定義
新古車	評価点 S 点の車輌（別表 2）
ユーザー買取車	ユーザーからの買取車輌（商品車登録車可）
軽自動車	660CC 以下の車輌
バントラ	1 ナンバー・4 ナンバーの車輌
低価格車	車輌代が 10 万円以下の車輌
事故現状車	評価点 0 点の車輌（別表 2）